

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 調達番号 | 人会001 |
| (2) 調達件名及び数量 | 宗教に関する意識調査（海外調査）一式 |
| (3) 納入期限 | 令和2年 3月15日 |
| (4) 納入場所 | 国立大学法人大阪大学大学院人間科学研究科 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 仕様書（特記事項）5. を満たす者であるもの。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1番2号
国立大学法人大阪大学 大学院人間科学研究科 会計係
電話 06-6879-8006
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3（1）の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和元年10月11日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

(一般事項)

1. 請負の表示 宗教に関する意識調査（海外調査）
2. 請負場所 受注者の保有する施設において行うものとする。
3. 納入の場所 国立大学法人大阪大学大学院人間科学研究科
4. 請負完了期限 令和2年3月15日
5. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。
6. 代金の支払 請負代金は請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は本仕様書に基づき、宗教に関する意識調査（海外調査）を行うものとする。

<調査の目的>

現在、日本および諸外国を対象にした国際比較調査により、宗教の国際的共通性と各国の特異性を把握する研究を行っている。日本先行調査の結果に基づき、他国での調査を行い、先行研究と比較可能なデータを収集することを目的とする。

<調査概要>

- (1) 調査対象国：アメリカ、ドイツ、インドネシア
- (2) 調査対象：20～59歳の男女
性・年代は、人口構成比に合わせて割当てするものとする。
実査開始前に公的統計等から割当目標を作成するものとする。
- (3) 調査方法：インターネット調査
- (4) 回収数：各国830人以上回収
- (5) 有効回答数：発注者との協議の上、一定項目以上連続して同じ選択肢を回答した者、自由回答に意味不明な回答をした者など、無効回答を削除したうえで、有効回答数750人以上確保を目標とし、700人以上を必達とする
- (6) 質問量：大項目50問・小項目150項目程度（SPSS変数250項目程度）
- (7) 質問項目：信仰や宗教、精神生活など価値観項目、属性（発注者より提供する）
- (8) 調査言語：アメリカ（英語）、ドイツ（ドイツ語）、インドネシア（インドネシア語）

<業務範囲>

- ① 調査票作成
- ② 調査票翻訳
- ③ プログラミング
- ④ 調査実施
- ⑤ データクリーニング
- ⑥ SPSSデータ変換

<納入成果物>

(1) SPSS データファイル (ラベル：日本語)

(2) 作業経過報告書

2. 受注者は、納入物品に対して発注者の検査を受け、検査合格をもって作業完了とする。
3. 本業務遂行のために必要な消耗品等は受注者側において用意するものとする。
4. 受注者は、業務を行う上で知りえた個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を厳守して取り扱うものとする。
5. 本調査は海外で実施し、また、信仰など価値観・意識に関する設問を含むものであるため、高い調査技術と十分な実査の業績が要求される。そのため、請負者の選定にあたっては以下の5点を必須要件とし、必要に応じてこれらを証明する書類等の提出を求めるものとする。
 - (1) 過去3年間にアメリカ、ドイツ、インドネシアにおけるインターネット調査を各国1件以上、合計10件以上実施していること。
 - (2) 過去3年以内に、海外で信仰・宗教を含む価値観を主な設問とする調査を1件以上実施していること。
 - (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得していること。
 - (4) ISO20252 および ISO9001 を取得していること。
 - (5) 全省庁統一資格の「役務の提供等」についてC等級以上に格付けされていること。
6. その他詳細については、発注者・受注者間の協議によるものとする。

請負契約書

請負の表示 宗教に関する意識調査(海外調査)一式
請負代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院人間科学研究科・研究科長 川端 亮と受注者との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、受注者の保有する施設および発注者の指定する場所において、これをするものとする。
- 第5条 完了期限は、令和2年3月15日とする。
- 第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院人間科学研究科会計係に送付すべきものとする。
- 第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院人間科学研究科会計係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和元年 月 日

発注者
吹田市山田丘1番2号
国立大学法人大阪大学大学院人間科学研究科
研究科長 川 端 亮

受注者

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号：人会001

調達件名：宗教に関する意識調査（海外調査）一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準（製造請負契約基準・賃貸借契約基準）を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。